

令和 7年 2月 26日

石塚硝子健康保険組合



被保険者各位

令和 7年度 保険料率決定 に伴う取扱いについて

標記の件、令和7年2月26日の健康保険組合会において以下の通り承認されましたのでご案内します。

令和7年度 一般保険料率は(全被保険者対象)は、前年と同じ【96.000%】。

介護保険料率(40歳以上被保険者対象)は、前年と同じ【19.000%】となります。

この料率は、令和7年3月保険料より適用されます。

記

[1] R7年度の取扱い

(1) 健康保険料率

(単位= %)

(参考) 標準報酬月額 360,000円の場合の一般保険料

負担割合	R6年度	R7年度
	R6/3～R7/2月	R7/3～R8/2月
被保険者	45.00	45.000
事業主	51.00	51.000
合計	96.00	96.000

負担区分	R6年度	R7年度	負担減/月 (円)
	R6/3～ R7/2月	R7/3～R8/2月	
被保険者	16,200	16,200	0
事業主	18,360	18,360	0
合計	34,560	34,560	0

(2) 介護保険料率

(単位= %)

(参考) 標準報酬月額 360,000円の場合の介護保険料

負担割合	R6年度	R7年度
	R6/3～R7/2月	R7/3～R8/2月
被保険者	9.50	9.500
事業主	9.50	9.500
合計	19.00	19.000

負担区分	R6年度	R7年度	負担増/月 (円)
	R6/3～ R7/2月	R7/3～R8/2月	
被保険者	3,420	3,420	0
事業主	3,420	3,420	0
合計	6,840	6,840	0

* 4/1 日告知分(3月分保険料) 4月末納入より

(3) 賞与保険料率

賞与にかかる保険料率も一般健康保険料、介護保険料とも(上記と)同じ料率となります。

以上